

京都府薬剤師会 会員のみなさまへ

新型コロナウイルスによる感染者数が全国的に拡大するなか、4月16日、政府は全都道府県に緊急事態宣言を発出するとともに、感染者が急増している京都府を含む13都道府県について、特に重点的な対策を進める「特定警戒都道府県」と位置づけました。

この間、会員の先生方におかれましては、薬局や病院などそれぞれの職場において、府民に対する正しい知識の啓発、受診が困難になりつつある中での電話等を用いた服薬指導、医薬品の自宅等への配送、入院システムの変更に伴う医療機関以外の宿泊施設で療養する感染者に対する対応など、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制に向け、薬剤師としての使命を遂行していただいていることに深く感謝いたしますとともに、この度の緊急事態宣言の発出を受け、引き続き、より一層の緊張感をもって取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

今後の患者数増加への対応においては、自宅療養や宿泊療養となることにより、益々、薬の供給拠点としての業務や、地域住民や患者から各種相談を受ける機会の増大が予想されます。

そのような中、先ず「医療提供施設」として正確な情報提供に努めてください。また、基幹病院からの長期投与が増加することも予想されますが、「薬剤師が必要と判断した場合」には「服用期間中に電話等を用いて服用状況の把握や副作用の確認」を積極的に行うとともに、その情報を医師に提供してください。

無症状又は軽症の患者が民間の宿泊施設に收容されることについては、「宿泊療養対応マニュアル」（厚労省）にて、宿泊者の健康管理を担う保健医療班に薬剤師が明記され、薬剤師会が医薬品供給を担うべく要請を受けておりますので、具体的な事例が出てきた場合には、地域薬剤師会を中心に対応を依頼することとなりますので、お願いいたします。

今しばらく厳しい状況が続くことが予想されますが、薬剤師が医療従事者としての誇りを持ち、会員一人一人が積極的に新型コロナウイルス対策に取り組んでいただき、その結果、一日でも早く事態が収束しますよう、共にがんばっていきましょう。

令和2年4月17日

一般社団法人 京都府薬剤師会
会長 河上 英治